

はい作業主任者技能講習開催案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
岐 阜 県 支 部

最近の荷役運搬作業では、取り扱う荷の増加や荷の大型化、荷の多様化とともに、災害が多発しています。なかでも、はい作業は重大な災害を発生しやすいので、労働安全衛生法第14条、並びに労働安全衛生法施行令第6条第12号及び労働安全衛生規則第428条では、高さが2メートル以上のはい付け又は、はいくずしの作業を行う場合、事業者は、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、そのほか労働省令で定める事項を行わせなければならないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号第23号）として認可を受け、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

登録有効期間の満了日：2024年3月31日

1. 受講資格

はい付け又は、はいくずし作業に3年以上従事した経験を有する者

2. 対象業種

全 業 種

3. 講習日時（2日間）

自 2023年7月25日（火曜日）午前8時20分～午後4時

至 2023年7月26日（水曜日）午前8時20分～午後5時10分

◎受付は開始10分前には済ませて下さい。

4. 講習会場

岐阜市日置江2648-2

岐阜県自動車会館3階 トラック協会研修室

5. 受講定員

50名（定員に達し次第締め切ります。）

6. 受講料・テキスト代は講習開始日 10 日前までにお願いいたします。

受講料 8,000 円 ・ テキスト代 1,500 円

講習費用合計 9,500 円（うち消費税 863 円）

銀行振込み先

十六銀行 本店 普通預金 231954

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部 宛です。

7. 受講申込手続き

(ア) 受講希望者は「はい作業主任者技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、受講料ならびに所要の書類を添付し申し込み下さい。

※証明欄の「事業所の名称」には社印（ゴム印等）を押印し、「事業者の氏名」には必ず役職名を含め記載して下さい。

(イ) 受講申込書に添付を要する書類

(ウ) 写真 1 枚（6 か月以内に撮影した背景のない無帽・上半身・縦 3.5 cm×横 2.5 cm）

※写真は修了証に使用しますので、鮮明なものを添付（コピー機等での複製は不可）

◇自動車運転免許証の写し（コピー）1 枚

※住所変更等 裏面記載事項がある方は裏面のコピーも添付してください。

◇旧姓の併記は戸籍謄本、通称の併記は住民票等の証明書を添付してください。

(エ) 受付場所

〒501-6133

岐阜市日置江 2 6 4 8 - 2

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部

TEL 058-279-3718

FAX 058-279-5337

◎ 随時受付致します。

受講申込みを受付けた方には、受講票を送付いたします。テキストは会場渡しとなります。尚、既納の受講料金の払い戻しは致しません。

参考事項

会場付近には飲食店・自動販売機がありませんので、なるべく飲物等を持参して下さい。